知事等の給与および旅費に関する条例 (昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

5 第八項及び第九項の規定は、適用しない。 平成十七年十二月に支給する期末手当については、 般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成十七年秋田県条例第百号)

附

則

附則

この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百二号

秋

第

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

条 市町村立学校職員の給与等に関する条例 (昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「の各号」を削り、「主として」の下に「その」を加え、 同条第三項中「一万三千五百円」を「一万三千円」に改める。

第二十二条第六項中「前項」を「第二項」に改める。

第二十三条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、 同項第二号中「百分の三十五」を「、六月に支給する場合においては百分の

三十五、十二月に支給する場合においては百分の四十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一 (第五条関係)

教育職給料表

(一) 教育職給料表(一)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給料月額
· ·		円	円	円	Р
	1	waterway .	_	269,200	398,800
	2	147,000	162,400	282,700	407,400
	3	153,100	170,700	296,400	415,80
	4	160,300	179,600	310,100	424,20
	5	168,200	190,500	323,500	432,40
	6	177,100	197,400	336,700	440,10
	7	187,100	204,300	346,700	447,70
	8	193,700	211,700	356,800	454,90
	9	200,200	219,600	367,100	461,70
	10	206,800	230,500	375,700	468,40
	11	213,500	242,000	384,100	475,30
	12	220,400	253,600	392,100	482,40
	13	227,700	265,900	399,800	488,80
	14	234,900	278,500	407,300	494,00
			I		
	15	241,900	291,500	414,700	497,90
	16	249,000	305,100	421,900	
再任用	17	255,500	318,400	428,600	
散員以	18	261,800	331,000	435,200	
外の職	19	268,300	340,900	441,700	
1	20	274,100	350,700	447,400	
	21	279,400	360,500	452,800	
	22	284,300	368,800	457,300	
	23	289,000	376,900	461,500	
	24	293,100	384,500	465,200	
	25	296,500	391,300	468,300	
	26	299,800	397,600	471,100	
	27	303,100	403,300	471,100	
	28	305,500	408,500		
	29	307,200	413,300		
	30	309,000	418,100		
	31	310,700	422,700		
	32	312,400	426,700		
	33	314,100	430,900		
	34		434,800	•	
	35		438,400		
	36		440,800		
———— 再任用 職員		226,400	279,400	346,100	419,400

備考 1 この表は、市町村立の小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(教育職給料表に)の適用を受ける職員を除く。) に適用する。

² この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

二) 教育職給料表(二)

職員の	職務の級	1	級		2	糸	及		3	<i>i</i>	級		4	;	級	
区分	号 給	給 料	月額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	
再職外員任員の用以職	1 2 3 4 4 5 5 6 7 8 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39		円 147,000 153,100 160,300 168,200 177,100 187,100 193,700 200,300 207,000 214,100 221,400 229,600 237,300 245,200 253,100 260,800 265,500 276,100 282,900 289,500 301,500 307,400 313,100 318,900 324,300 324,300 329,700 334,700 334,700 334,700 344,100 346,900 344,900 350,900 352,700 354,400 356,100 358,300			2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	190,500 197,400 204,300 211,700 219,600 230,500 242,000 253,600 265,900 278,500 291,500 305,100 318,400 331,000 340,900 350,700 360,700 370,100 379,400 403,100 410,300 4117,000 423,300 428,700 438,700 442,900 447,200 447,200 451,400 454,200				円 310,100 323,500 336,700 346,700 356,800 367,100 376,900 386,400 395,900 404,700 413,500 422,100 430,200 437,900 445,300 452,700 460,600 476,500 484,300 492,100 498,900 502,900				## 403,500 413,500 413,500 422,900 432,200 441,600 450,500 467,600 476,600 485,500 504,400 512,800 524,500	
再任用職員	40		360,300 237,800			2	282,800				353,800				429,600	

備考 1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担任するもの(教育委員会規則で定める職員に限る。)に適用する。

² この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二 (第五条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
区分	号 給	給料月額	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	
	1		_	183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	
	8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	
	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	
再任用	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	
職員以	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	
外の職 員	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	
P.	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400	
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000	
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600	
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700		
	23			299,100	351,900	372,700	411,900			
	24			301,100	354,100	375,300	415,300			
	25			303,000	356,500	377,800		nommon on the state of the stat		
	26			304,800	358,700	380,400				
	27			306,700	361,000					
	28			308,700	363,200					
	29			310,600						
	30			312,500						
	31			314,400						
	32			316,200						
再任用 職員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校の事務職員に適用する。

別表第三 (第五条関係)

医療職給料表

職員の	職務の級	1	級	2	級	ţ.	ć	3	á	及	,	4		級		5		級	
区分	号 給	給 料	月額	給 料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	給	料	月	額	
			円			円				円				Р]			円	
	1		_			*******			204	1,700				27,900	1			4,300	
	2		138,600			,100				,800			23	36,100)		27	3,700	
	3		144,000			,400				000,				44,500	1			3,100	
	4		150,800		188	,800			226	5,700			2	52,900)		29	2,500	
	5		157,400		195	,500			234	1,800			20	61,400)		30	2,200	
	6		165,000		201	,900			243	3,000			20	69,800)		31	1,800	
	7		172,600		208	,500			251	,300			2'	78,400)		32	1,500	
	8		178,700		214	,900			259	,600			28	87,000)		33	1,000	
	9		184,800		221	,700			267	,900			29	95,700)		34	0,400	
	10		190,100		229	,000,			276	5,200			30	04,400)		34	9,500	
	11		195,500		235	,900			284	,400			3	12,900			35	8,600	
	12		200,600		242	,600			292	300			32	21,100			36	7,000	
	13		205,500		249	,000			300	,200			32	28,800)		37	5,500	
再任用	14		210,300		255,	,400			307	,900			35	36,400)		38	3,200	
職員以 外の職	15		214,700		260	,900			315	,100			34	43,500)		38	9,300	
員	16		219,100		266	,300			322	,100			34	49,300)		39	5,000	
	17		223,200		271,	,300			328	,500			38	54,300)		39	9,600	
	18		227,400		276,	,400			334	,500			38	58,900)		40	4,100	
	19		230,800		280,	,800			338	,400			36	62,300)		40	7,900	
	20		233,700		285,	,200			342	,400			36	65,800)		41	1,200	
	21		236,700		288,	,400			345	,700			36	69,000			41	4,700	
	22		239,000		290,	,900			348	,400			3	71,800)		41	8,100	
	23		240,700		293,	200			351	,000			3	74,600)		42	1,500	
	24				294,	800			353	,300			37	76,900					
	25				296,	600			355	,600			37	79,200)				
	26				298,	300			357	,600			38	31,700					
	27				300,				359	,700			38	34,300					
	28				301,	900			361	,800									
	29								364	,000									
	30									,200									
再任用 職員			187,800		214,	800			252	,600			26	69,900			30	0,000	

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

第二条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の七十二・五」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、 平成十七年十二月一日から施行する。 ただし、 第二条の規定は、 平成十八年四月一日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え等

2 給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。 の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施 教育委員会規則で定める。 行日における

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 となる期間については、 員会の定めるところにより、 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び教育委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けること その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、 必要な調整を行うことができる。 教育委

(職員が受けていた号給等の基礎)

秋

4 よる改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例及びこれに基づく教育委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。 前 |項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、 第一条の規定に

(平成十七年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

5 末手当は、 号に掲げる額。 より算定される期末手当の額 学校職員の給与等に関する条例第二十二条第二項 条第一項から第三項まで、 平成十七年十二月に支給する期末手当 第四条第一項又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例 支給しない。 以下この項において 第五項若しくは第六項、 (以下この項において「基準額」 「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、 (第二号を除き、以下この項において (同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び第四項から第七項まで、 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 という。 (平成十三年秋田県条例第六十四号)第四条の規定にかかわらず、これらの規定に)から次に掲げる額の合計額 「期末手当」という。 (教育委員会規則で定める職員にあっては、 の額は、 第一条の規定による改正後の市町村立 (昭和六十三年秋田県条例第 十六 期

教育委員会規則で定めるものを除く。) 平成十七年四月一日 (同月 一日から同年十二月一日までの間に新たに職員となった者 にあっては、 その新たに職員となった日 (当該日が二以上あるときは、 (同年四月 一日に在職していた職員で任用の事情を考慮して 当該日のうち教育委員会規則で定め

月数を減じた月数) 料を支給されなかった期間その他の教育委員会規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して教育委員会規則で定める 分の○・三六を乗じて得た額に、 第一 の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例 る日))において職員が受けるべき給料、 一項に規定する教育委員会規則で定める額を除く。)及びへき地手当 を乗じて得た額 同年四月から同年十一月までの月数 管理職手当、 (昭和四十六年秋田県条例第六十六号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額の合計額に百 扶養手当、住居手当、 (同年四月一日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、 (同条例第十七条の三の規定による手当を含む。 単身赴任手当 (市町村立学校職員の給与等に関する条例第十六条の二)並びに義務教育諸学校等 給

平成十七年六月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の○・三六を乗じて得た額

6 項の規定の適用については、 十二号)の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者との権衡を考慮して教育委員会規則で定める額」と、 者その他の教育委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものに関する前 - 第一号に掲げる額及び当該教育委員会規則で定める額の合計額」とする。 平成十七年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する条例 同項中 「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する条例 (昭和二十八年秋田県条例第二十二号) 第一 (昭和二十八年秋田県条例第二 号に掲げる額」とあるのは の適用を受ける

(教育委員会規則への委任)

秋

7

附則第二項から前項までに定めるもののほか、

この条例の施行に関し必要な事項は、

教育委員会規則で定める。

教育長の給与及び旅費等に関する条例の 部を改正する条例をここに公布する

平成十七年十一月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第百三号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与及び旅費等に関する条例 (昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「百分の百七十」を「百分の百七十五」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 第八項及び第九項の規定は、適用しない。 平成十七年十二月に支給する期末手当については、 般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成十七年秋田県条例第百号)

附

則

この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則

行 者 秋

発

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込)

田

県

秋田市山王四丁目一番一号

印 印 刷 刷 者 所

秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail: matsubara@matsubarainsatsu.co.jp は株式会社 松 原 印)刷 社 株式会社 松 原 印)刷 社 株式会社 松 原 印)刷 社

2100 古紙配合率100%